

平成27年3月31日

入札における「工事費内訳書」の提出の義務化について

1 制度改正の趣旨

平成26年6月4日に公布された建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）が改正され、平成27年4月1日から施行されます。

この法改正は、見積能力に欠ける者の入札参加を排除し、またダンピング受注や談合等の不正行為の防止を図ることを目的としたものであり、法改正に伴い、建設業者は入札の際に入札金額の内訳書を提出することが義務付けられます。

当企業団においても、法改正に伴う制度改正により、入札に係る全ての工事案件において全ての入札参加者に対し工事費内訳書の提出を求めますので、お知らせします。

2 改正の内容

| | 改正後 | 改正前 |
|------|---------------------------|-------|
| 対象者 | 全ての入札参加者 | 落札候補者 |
| 提出時期 | 入札書の提出時 ただし、再入札では事後審査時 | 事後審査時 |

3 適用時期

平成27年4月1日以降の公告案件から適用

4 その他

工事費内訳書の内容に不備がある場合等においては、当該内訳書を提出した者の入札が無効とされることがあります。